

見積依頼書

令和7年11月28日

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局関門航路事務所長
栗畠 竜志

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 あみかぜ修理（マルチビーム音響測深機）（その2）
(2) 仕 様 等 仕様書のとおり
(3) 履行期限 令和8年1月30日までとする。

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 見積り合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
(5) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。又は、当該競争参加資格を有しない者にあっては、九州地方整備局（港湾空港関係）において「役務の提供等」の履行実績を有する者であること。

3 問合せ先

〒802-0001

北九州市小倉北区浅野3-7-38

九州地方整備局 関門航路事務所 品質管理課

電話番号 093-512-8092

メールアドレス : choutatsu-w89kw@mlit.go.jp (@以下の mlit は英小文字です)

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 別表のとおり
(2) 配布場所 九州地方整備局関門航路事務所ホームページ
(<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kanmon>)
電子調達システム（調達ポータル）
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)

5 仕様書等に関する質問の提出方法、期間

- (1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (2) 提出期間 別表のとおり
- (3) 提出場所 上記3に同じ
- (4) 回 答 回答書を当局ホームページに掲載することにより回答する。

6 参考見積書の提出方法、期間

- (1) 本案件は、予定価格算定の参考とするため、見積書の提出に先立ち、参考見積書の提出を求める。
- (2) 参考見積書の様式は任意とするが、総価のほか、項目ごとの内訳金額を記載すること。
- (3) 参考見積書においても、九州地方整備局（港湾空港関係）オープンカウンター方式実施要領第6条第3項（見積書の提出等）に準じるものとする。
- (4) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (5) 提出期間 別表のとおり
- (6) 提出場所 上記3に同じ

7 見積書の提出方法、期間及び場所

- (1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (2) 提出期限 別表のとおり
- (3) 提出場所 上記3に同じ

8 見積合わせの日時及び場所

- (1) 日 時 別表のとおり
- (2) 場 所 上記3に同じ
- (3) 見積参加者の立会いは省略する。

9 見積書の作成

- (1) 見積書の様式は、添付のとおりとする。
- (2) 参加者は、仕様書に基づき算出した総価をもって契約希望金額を見積るものとする。見積書には、契約の履行に要する一切の費用の合計金額を記載すること。
- (3) 決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書は、本見積依頼書、九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領及

び仕様書を熟読し、実施要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、提出すること。

10 契約の相手方の決定方法

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合せの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。
- (4) 見積合せの結果は、当局のホームページにおいて、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。公表事項は、種別、件名、契約の相手方及び決定価格とする。

11 契約保証金の納付

免除

12 契約書の作成又は請書の提出の要否

不要

13 支払条件

給付の完了の確認又は検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

14 その他

- (1) 質問書、参考見積書、見積書の作成及び提出等、本手続きに要する費用は、すべて参加者が負担するものとする。
- (2) 当局の都合により見積合せを取りやめがあることがある。
- (3) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (4) 詳細は、九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

(別表)

仕様書等の配付期間	令和7年11月28日（金）から令和7年12月17日（水）までの土曜、日曜及び祝日を除く9時00分から17時00分まで (最終日は10時00分まで)
仕様書等の質問期間	令和7年11月28日（金）から令和7年12月5日（金）までの土曜、日曜及び祝日を除く9時00分から17時00分まで (最終日は12時00分まで)
質問に対する回答	令和7年12月9日（火）から令和7年12月16日（火）までの土曜、日曜及び祝日を除く9時00分から17時00分まで (初日は13時00分から、最終日は16時00分まで)
参考見積書の提出期間	令和7年12月9日（火）から令和7年12月11日（木）までの土曜、日曜及び祝日を除く9時00分から17時00分まで (最終日は16時00分まで)
見積書の提出期間	令和7年12月12日（金）から令和7年12月16日（火）までの土曜、日曜及び祝日を除く9時00分から17時00分まで (最終日は16時00分まで)
見積合わせの日時	令和7年12月17日（水）10時00分

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもつて誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

令和7年度

仕様書

あみかぜ修理(マルチビーム音響測深機)(その2)

令和7年11月
国土交通省 九州地方整備局
閑門航路事務所

I. 総則

1. 関門航路事務所所属船舶「あみかぜ」の点検・修理を行うものである。
2. 点検及び開放の結果により修理内容を確定するものとし、工期若しくは請負代金額の変更が必要な場合は当局職員と協議するものとする。それに伴う契約変更は施工内容が確定した段階で行うものとする。
3. 施工場所は、北九州市小倉北区浅野3丁目地先浅野浮桟橋「あみかぜ」係船場所
4. 工期は、令和8年1月30日までとする。
なお、当局職員と工程等について十分協議のうえ施工しなければならない。
5. 工期内の本船機器類の操作、係留運転及び海上試運転について本船乗組員の協力を求めることができるものとし、必要な場合は当局職員に申し出ること。
6. 施工中、施工後の写真を撮影し簡易的な修理報告書を提出すること。
7. 本仕様書のとおりに実施されたことの確認をもって検査とする。
8. 本仕様書に記載なき事項について、疑義が生じた場合は当局職員と協議するものとする。

II. 施工内容

1. マルチビーム音響測深機
(Kongsberg EM2040 MK II)

1式

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 点検調整 | 1式(想定) |
| (ア) マルチビームプロセッシングユニット | 1個 |
| (2) 作動試験 | 1式 |

見積書

契約名 あみかぜ修理(マルチビーム音響測深機)(その2)

見 積	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(税抜き)

九州地方整備局(港湾空港)オープンカウンター方式実施要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、上記のとおり見積します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局閑門航路事務所長 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先電話番号は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:○○○-○○○-○○○○

連絡先2:○○○-○○○-○○○○

注1 支店長等により見積書を提出する場合で、期間委任状を提出していない方は、期間委任状を提出してください。

注2 「本件責任者及び担当者」欄は、押印を省略する場合に記載してください。なお、「契約締結に関する」権限を委任される場合は委任者・受任者とも押印省略できません。

期間委任状

受任者

住 所 □□市□□○丁目○番○号

氏 名 □□株式会社 □□支店
□□支店長 □□ □□

使 用 印 印

私は上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

委任期間 令和○○年○○月○○日から
令和○○年○○月○○日まで

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
1. 契約締結に関する件
1. 代金の請求及び受領に関する件
1. 復代理人の選任及び解任に関する件（電子入札を除く）
1. 一般競争入札申込書に関する件
1. · · · ·

令和○○年○○月○○日

委任者 住 所 □□市□□○丁目○番○号

商号又は名称 □□株式会社

代表者 氏名 □□□社長 □□ □□ 印

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長 殿

九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領

（目的）

第1条 九州地方整備局（港湾空港関係）が行うオープンカウンター方式の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が見積書を徴取する相手方を特定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 本要領は、予決令第99条第二号から第四号まで、及び第七号に規定するもののうち、契約担当官等が本方式によることを適当と認めるものを対象とする。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）【抜粋】

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 二 予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

（参加資格）

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積り合わせに参加できる者は、次の各号に定める資格を有する者とする。

- 一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - 二 見積り合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - 三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - 四 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - 五 その他、見積依頼書等で指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。
- 2 見積り合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない

（見積依頼の方法等）

第5条 見積依頼書、仕様書及び見積書の様式については、調達機関のホームページ上で閲覧に供するほか、その調達案件を「統一資格審査申請・調達情報検索サイト

(<https://www.p-portal.go.jp/>)」により公開し、参加を希望する者が調達機関のホームページ又は電子調達システム（G E P S）から見積依頼書等をダウンロードすることをもって見積依頼とする。

(見積書の提出等)

- 第6条 見積書は、本要領、見積依頼書及び仕様書を熟読し、本要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、提出すること。
- 2 見積書の様式は、見積依頼書とともに配布する様式による。
 - 3 見積書への押印を省略することができる。見積書への押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の部署名・氏名・連絡先を記載すること。なお、連絡先のうち電話番号は2以上記載すること。
 - 4 見積書は、電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること（提出期間内必着。）
 - 5 一度提出された見積書の引換、変更又は取消しは認めない。
 - 6 見積りに際し、納入等を行う物品について、仕様書等で指定した規格等と異なる規格（後継品若しくは同等品）で見積を行う場合には、見積書の提出前にカタログ等を契約担当課に提出し、了解を得ること。カタログ等の提出及び当局の了解のない規格外の物品の納入は認めない。

(見積合わせ)

- 第7条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立会いは省略する。
- 2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、見積りに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。
 - 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、オープンカウンター方式を取り止め、別途選定した者に見積りを依頼し、見積合わせを行うことがある。

(見積書の無効)

- 第8条 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。
- 一 参加資格を有しない者の提出した見積書
 - 二 見積書の提出期限後に到達した見積書
 - 三 委任状を提出しない代理人が作成した見積書
 - 四 同一人が見積もった金額の異なる二通以上の見積書
 - 五 記名押印を欠く見積書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積書）
 - 六 金額を訂正した見積書
 - 七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
 - 八 明らかに連合によると認められる見積書
 - 九 その他見積に関する条件に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

- 第9条 見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。
- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を決定す

る。当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

3 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行い、その結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

(結果の公表)

第10条 見積合わせの結果は、調達機関のホームページにおいて、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。

2 公表事項は、種別、件名、契約の相手方及び決定価格とする。

3 本条の規定による公表を除き、見積合わせの結果に関する個別の照会には応じないものとする。

(契約の締結)

第11条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積はその効力を失う。

3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

4 契約担当官等が必要と認める場合、契約の相手方は、調達物品等の価格のほか、配送費等の諸経費等の項目ごとの見積金額の内訳書を提出すること。見積金額の内訳書を提出する段階において事後的に見積金額を訂正することは認めない。

5 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことがある。

(その他)

第12条 本要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、見積依頼書、仕様書、契約書案、請書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 見積書作成及び提出その他本要領に基づく手続きへの参加に要する費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。

3 当局の都合により見積合わせを取りやめがあることがある。

4 見積依頼書において、見積合わせ参加者に対し参考見積書又は追加資料の提出を求める場合があるので、依頼があった場合にはこれに従うこと。

5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

6 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(附則)

本要領は、令和4年8月25日から適用する

(附則) (令和4年9月22日)

本要領は、令和4年9月22日に見積依頼を行うものから適用する。

(附則) (令和7年4月1日)

本要領は、令和7年4月1日に見積依頼を行うものから適用する。